告示

○法務省告示第四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

杉谷金属工業株式会社	東京都中央区月島四丁目十六番七―八百六号	鋳造

○法務省告示第四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社パラダイスアンドランチ	大阪府高槻市栄町二丁目十番三号	パン製造

○法務省告示第四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社中島	群馬県伊勢崎市日乃出町七百十番地	金属プレス加工
株式会社勝又建装	神奈川県平塚市四之宮二丁目七番三十一号	防水施工
株式会社ナカセ	京都府宇治市槇島町千足四十六番地の一	溶接
有限会社エイト工業	岡山県岡山市東区金岡西町六百十番地五号	防水施工
後藤サイディング	愛媛県西条市丹原町北田野百四十五―二	防水施工
相馬工業株式会社	宮崎県宮崎市佐土原町下田島一万千三百四十四番地	溶接
川村工務店株式会社	鹿児島県鹿屋市新川町五千二百六十四番地六	建築大工

○法務省告示第四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表東京コンテナ工業株式会社の項及び児湯養鶏農業協同組合の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ヤマホンベイフーズ	宮城県牡鹿郡女川町針浜字浜中三百六十九番地	加熱性水産加工食品製造業
東京コンテナ工業株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目三番一号	紙器・段ボール箱製造
児湯養鶏農業協同組合	宮崎県児湯郡新富町大字日置二千九百三十番地	畜産農業

○法務省告示第四十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社エフベーカリーコーポレーションの項中「大阪府大阪市西淀川区中島二丁目四番十六号」を「愛知県春日井市明知町千四百二十三番地二十六」に改め、同号ハの表榎本機工株式会社の項中「神奈川県相模原市緑区町屋一丁目四番三十七号」を「神奈川県相模原市緑区町屋一丁目一番五号」に、株式会社テクノアウターの項中「群馬県沼田市町田町二百四十八番地六」に、株式会社ミヤケンの項中「宮城県石巻市渡波字新千刈百三十七番一」を「宮城県石巻市渡波字新千刈百四十番地」に、株式会社ＡＮＺＥＮの項中「長野県上田市真田町本原六百三十六番地九」を「長野県上田市真田町本原六百三十六番地一」に改める。

○外務省告示第十三号

平成二十七年十二月二十一日にカトマンズで、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

平成二十八年一月二十一日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ネパールの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とネパール政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百四十億円（一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、緊急学校復興計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ネパール政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ネパール政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ネパールの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のた